

# 「古賀市ゼロカーボンシティ実現に向けたエネルギーと二酸化炭素排出量可視化実証事業」 協力事業者募集要領

令和5年8月14日

## 1 事業の目的

脱炭素社会の実現に向け、事業者にも対策や取組が求められる中、自らの事業活動に伴う排出だけでなく、原材料・部品調達や製品の使用段階も含めた排出量を削減する動きや、金融機関の融資先の選定基準に地球温暖化への取組状況が加わるケースが増えています。

中小企業にとっても、温室効果ガス削減の取組が光熱費・燃料費削減という経営上の「守り」の要素だけでなく、売上の拡大や金融機関からの融資獲得といった本業上のメリットを得られるという「攻め」の要素を持ちつつあるといえます。

こうした背景を踏まえて、本市では、エネルギーと二酸化炭素排出量可視化実証を行います。本要領では、本事業に参加する市内事業者（以下「協力事業者」という。）の募集及び選定に当たり、必要な事項を定めるものです。

## 2 募集概要

### (1) 協力事業者の要件

本事業への応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

ア 市内に事業所を有すること。

イ 本事業の実施にあたり、経営層の理解を含む、社内での協力体制が確保できること。

ウ 次年度以降も、可視化システム(本実証で利用するシステムに限定しない。)の継続的な利用を検討している者であること。

エ 本事業の波及を図るための市の取組（システム活用前後の意識調査、市の主催する脱炭素セミナーへの参加、他の支援事業者との連携等）に協力可能であること。

オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

カ 次に掲げるものを滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 市税

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本事業に参加しようとする者

## (2) 事業内容

本事業は、市内に立地する事業所を対象に、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量可視化システムを無償で利用いただき、具体的な改善策の提案を行うとともに、その効果を検証します。

- ① 利用する可視化システム  
boost GX (boost technologies 株式会社)
- ② 実証期間  
令和5年9月から令和6年3月までを予定しています。  
※令和4年4月～令和5年8月のエネルギー使用量等も入力いただきます(グラフで比較等を行うため必要です)。
- ③ 事前レクチャーの実施  
システムの利用開始にあたり事前にシステムの初期設定や利用方法等について、ご説明します。(令和5年9月1日(金)を予定)
- ④ 実施中のサポート  
実証期間中は入力等のサポートサービスをご利用いただけるほか、月1回程度開催予定の脱炭素勉強会(オンライン)にも無料でご参加いただけます。
- ⑤ 改善策の提案  
排出量の算定結果をもとに、脱炭素化に向けた具体的な対策(設備更新や非化石証書の活用等)をご提します。

## (3) 選定する協力事業者数及び選定方法

- ・市内事業者から3社を選定
- ・選定方法は、応募申請書の内容を総合的に評価する。  
項目1の内容を最も重視することとするが、判断が困難な場合には項目2及び3の該当項目が多い事業所を上位に位置付ける。

## (4) 募集スケジュール

応募書類受付期間	令和5年8月14日(月)～8月25日(金)
審査期間	令和5年8月28日(月)～8月30日(水)
協力事業者の選定	令和5年8月31日(木)
実証事業説明会開催日	令和5年9月1日(金)

## 3 応募手続等

- (1) 応募書類 : 本事業への応募者は、応募申請書(様式1)を提出して下さい。
- (2) 提出方法 : 古賀市市民部環境課窓口にて提出するか、郵送またはメールで提出して下さい。  
※メールアドレス : kankyo@city.koga.fukuoka.jp
- (3) 受付期間 : 令和5年8月14日(月)～8月25日(金)

#### 4 協力事業者の選定及び結果の公表

##### (1) 応募者の評価基準等

市内事業所への波及効果等を勘案し、必要に応じて有識者等の意見も踏まえ、市が評価・選定します。なお、必要に応じて、応募書類等の内容を電話にてヒアリングを実施することがあります。

##### (2) 選定結果の通知及び公表等

選定結果は、応募書類に記載の連絡先へメールで通知いたします。

#### 5 留意事項

(1) 本事業において、古賀市及び本事業を委託実施する NTT ビジネスソリューションズ・boost technologies 共同企業体に提供された企業情報及び個人情報については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り使用することに同意すること。

(2) 本事業において、他の協力事業者に関して知り得た情報について、本事業の実施期間及び終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、当該事業者から事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 本事業において、疑義等が生じた場合は、市と協議の上、決定すること。